

日常点検、定期点検、簡単なメンテナンス

お車をご使用の方の安全と車を快適にご使用いただくために、道路運送車両法に準じて1日1回の日常点検と6か月、12か月毎の定期点検整備を設けてあります。
安全快適にお乗りいただくために、必ず実施してください。

警告

点検整備の方法を正しく行わないことや、不適当な整備、未修理は、転倒事故などを起こす原因となり、死亡または重大な傷害に至る可能性があります。

- 点検整備は、取扱説明書・メンテナンスノートに記載された点検方法・要領を守り、必ず実施してください。
- 異状箇所は乗車前に修理してください。

各点検、メンテナンス等については、以下のページをご覧ください。

1 か月目点検について	40
交換部品について	40
日常点検	41
メンテナンス部品配置図	42
定期点検	44
6 か月点検項目	45
簡単なメンテナンス	46
ブレーキ	47
タイヤ	50
ドライブチェーン	54
エンジンオイル	56
クラッチ	60
エアクリーナー	61
ケーブル類のラバーブーツ	64
ブレーザードレン	65